

上海市従業員代表大会作業規範

上海市职工代表大会工作规范

本市従業員代表大会の制度を規範化するために、『上海市従業員代表大会条例』ならびに関連の法律法規及び政策に基づき、基層企事業単位の実情と結合し、従前の『上海市従業員（代表）大会作業規範』ならびに『上海市非公有制企業従業員（代表）大会作業規範』を基礎として改訂し、『上海市従業員代表大会作業規範』を制定する。

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
一、总则	一、総則
（一）适用范围 本市行政区域内的企业、事业单位以及民办非企业单位等组织（以下统称“企事业单位”）建立和实施职工代表大会制度，适用本规范。	（一）適用範囲 本市行政区域内の企業、事業単位及び民営非企業単位等の組織（以下、“企事業単位”と総称する）の従業員代表大会制度の構築や実施に対し、本規範を適用する。
（二）性质 职工代表大会（或者职工大会，下同）是企事业单位实行民主管理的基本形式，是协调劳动关系的重要制度，是职工行使民主管理权力的机构，是厂务公开的主要载体。	（二）性質 従業員代表大会（或いは従業員大会、以下同じ）は、企事業単位が民主的な管理を実施する基本形式であり、労働関係を調整する重要な制度であり、従業員が民主的な管理権力を行行使する機構であり、会社での業務を公開する主要な手段である。
（三）形式 1、职工代表大会制度分为职工代表大会和职工大会两种形式。职工代表大会由职工民主选举产生的职工代表参加，职工大会由全体职工参加。职工大会依照职工代表大会的职权、相关组织制度和议事规则等执行。 2、企事业单位根据单位规模大小、管理方式等确定职工代表大会制度的形式。 职工人数在一百人以上的企事业单位应当召开职工代表大会；职工人数不足一百人的企事业单位一般召开职工大会，但因工作地点分散、实行特殊工时制等难以召开职工大会	（三）形式 1、従業員代表大会制度は従業員代表大会と従業員大会の2種類の形式に分かれる。従業員代表大会は、従業員の民主的選挙により選出された従業員代表が参加し、従業員大会は全従業員が参加する。従業員大会は、従業員代表大会の職権・関連組織制度と議事規則等に則って執り行う。 2、企事業単位は、単位の規模の大小、管理方式等に基づいて従業員代表大会制度の形式を確定する。 従業員人数が100人以上の企事業単位は、

的，可以召开职工代表大会。	従業員代表大会を開催しなければならない。 従業員人数が100人に満たない企事業単位は、一般に従業員大会を開催するが、作業場所が分散していたり、特殊勤務時間制を採っている等の理由により従業員大会の開催が難しい場合は、従業員代表大会を開催することができる。
（四）党组织的职责 企事业单位的党组织应当加强对职工代表大会的领导，切实发挥政治核心作用和统筹协调作用，为职工代表大会制度的运作提供组织保障。	（四）党組織の職責 企事業単位の党組織は、従業員代表大会に対する指導を強化し、政治の核心としての役割や統一調整機能を切実に発揮して、従業員代表大会制度の運営に組織的保障を提供しなければならない。
（五）企事业单位的职责 1、与工会协商制定职工代表大会实施办法，将职工代表大会制度纳入企事业单位的管理制度； 2、向职工代表大会作相关工作报告； 3、与工会协商制定提交职工代表大会审议或审议通过事项的方案或草案； 4、尊重职工代表大会的意见和建议，责成有关部门落实职工代表大会审议通过的事项和决议； 5、为职工代表大会制度的实施提供人力、物力等保证，并在管理费用中列支职工代表大会的经费。	（五）企事業単位の職責 1、労働組合と協議して従業員代表大会実施規則を制定し、従業員代表大会制度を企事業単位の管理制度に組み入れる。 2、従業員代表大会に関連の業務報告を行う。 3、労働組合と協議して従業員代表大会の審議にかかる、或いは審議可決事項の計画や草案を提出する。 4、従業員代表大会の意見や提案を尊重し、関連部門に対し、従業員代表大会にて審議可決した事項や決議を実行する責を負わせる。 5、従業員代表大会制度の実施に対して人的、物的保証を提供すると共に、管理費用から従業員代表大会の経費を拠出する。
（六）工会的职责 企事业单位的工会是职工代表大会的工作机构，按照《上海市职工代表大会条例》和相关规定承担日常工作。	（六）労働組合の職責 企事業単位の労働組合は、従業員代表大会の業務を行う機構であり、『上海市従業員代表大会条例』及び関連規定に基づいて日常の作業を担当する。
（七）多级职代会 集团公司应当建立健全职工代表大会制度，就集团发展规划、经营管理、集体协商、民主评议、民主选举等事项行使相应职权。 企事业单位下属的分公司（厂）、分院（校）	（七）複数レベルの職代会（訳注：「職代会」は、「従業員代表大会」の略） 集团企業は、健全な従業員代表大会制度を構築し、集団の発展計画、経営管理、集団協商、民主的評議、民主的選挙等の事項に対し

应当建立职工代表大会制度，行使与其管理权限相对应的职工民主管理权利。 上级单位职工代表大会形成的决议对下属单位具有指导规范作用，下属单位根据实际情况制定实施方案，并履行相应的职工代表大会民主程序。	て相応の職権を行使しなければならない。 企事業單位に属する分公司（工場）、分院（校）は、従業員代表大会制度を構築し、その管理権限に対応する従業員の民主的管理権を行使しなければならない。 上級單位の従業員代表大会が作成した決議は下屬單位に対して指導的、規範的作用を有し、下屬單位は、実情に基づいて实施方案を制定して、相応の従業員代表大会の民主的手順を履行しなければならない。
二、职工代表	二、従業員代表
（八）职工代表的资格 与企事业单位建立劳动关系和聘用关系的职工、劳务派遣人员、上级委派或由董事会聘任的经营管理人员可以当选为职工代表。 劳务派遣人员可以参加用工单位的职工代表大会，也可以参加劳务派遣单位的职工代表大会。用工单位吸纳劳务派遣人员参加职工代表大会的具体办法，由用工单位工会与用工单位协商后确定。用工单位尚未吸纳劳务派遣人员为职工代表的，职工代表大会应当有劳务派遣人员作为列席代表参加。	（八）従業員代表の資格 企事業單位と労働関係や雇用関係を構築した従業員、労働派遣人員、上級派遣人員或いは董事会が招聘した経営管理人員は、選ばれて従業員代表になることができる。 労働派遣人員は、雇用企業の従業員代表大会に参加することも、労働派遣單位の従業員代表大会に参加することもできる。雇用企業が受け入れた労働派遣人員が従業員代表大会に参加する場合の具体的な方法は、雇用企業の労働組合と雇用企業が協議した上で確定する。雇用企業が未だ労働派遣人員を従業員代表として受け入れていない場合、従業員代表大会は労働派遣人員を列席代表として参加させなければならない。
（九）职工代表的名额 1、职工人数在一百人至三千人的，职工代表名额以三十名为基数，职工人数每增加一百人，职工代表名额增加不得少于五名； 2、职工人数在三千人以上的，职工代表名额不得少于一百七十五名； 3、职工人数不足一百人，实行职工代表大会制度的，职工代表名额不得少于三十名。	（九）従業員代表の人数 1、従業員数が 100 人～3,000 人の場合、従業員代表の数は三十名を基数とし、従業員数が 100 人増えるごとに従業員代表の数を追加して、追加人数は 5 名を下回ってはならない。 2、従業員数が 3,000 人以上の場合、従業員代表の数は 175 名を下回ってはならない。 3、従業員数が 100 人に満たず、従業員代表大会制度を実施する場合、従業員代表の数は 30 名を下回ってはならない。
（十）职工代表的产生	（十）従業員代表の選出

职工代表由职工民主选举产生，实行常任制，可以连选连任，任期与职工代表大会届期相同。 选举职工代表一般以分公司（厂）、分院（校）、部门、班组、科室等为选区。选举应当有选区全体职工三分之二以上参加，候选人获得选区全体职工半数以上赞成票方可当选。选举结果应当公布。 上级单位职工代表大会的职工代表由下级单位的职工代表大会选举产生。 职工代表大会不设当然代表。从领导班子成员中产生职工代表的名额应当合理分配至有关选区。	従業員代表は従業員の民主的選挙により選出し、常任制を実施し、再選再任することができ、任期は従業員代表大会の期間と同一とする。 従業員代表の選挙は、一般に、分公司（工場）、分院（校）、部門、班组、科室等を選挙区とする。選挙は、選挙区の全従業員の三分之二以上の参加がなければならず、候補者は選挙区の全従業員の半数以上の賛成票を獲得してはじめて当選となる。選挙結果は公表しなければならない。 上級単位の従業員代表大会の従業員代表は、下級単位の従業員代表大会で選挙し、選出する。 従業員代表大会には当然代表（訳注：選挙を経ずに予め従業員代表となることが決まっている人）を設置しない。指導グループのメンバーから選出される従業員代表の数は、合理的に関連の選挙区に分配されなければならない。
（十一）职工代表的构成 职工代表的构成应当以一线职工为主体，且不低于百分之五十。一线职工一般指企事业单位中直接从事生产服务、专业技术等基础性工作的人员。 职工代表的构成中，中、高层管理人员不得超过百分之二十。中、高层管理人员一般指含企事业单位职能部门和分公司（厂）、分院（校）的正、副职在内的中层以上领导人员，跨地区、跨行业的大型集团型企业的比例可以适当提高，但不得超过百分之四十。 女职工代表比例一般与本单位女职工人数所占比例相适应。 教育、科技、文化、卫生等领域的企事业单位，职工代表应当以直接从事专业技术工作的人员为主体。	（十一）従業員代表の構成 従業員代表の構成は、第一線の従業員を主体とし、且つ50%を下回ってはならない。第一線の従業員とは、一般に、企業単位において生産サービス、専門技術等の基礎的業務に直接従事する人員を指す。 従業員代表の構成において、中、高級管理人員が20%を超えてはならない。中、高級管理人員とは、一般に、企業単位の職能部門や分公司（工場）、分院（校）の正、副職を含む中級以上の幹部人員を指し、地区や産業を跨る大型集团型企業の場合、その割合は適切に引き上げることができるが、40%を超えてはならない。 女性従業員代表の割合は、一般に自単位において女性従業員が占める割合に対応するものとする。 教育、科技、文化、衛生等の領域の企業

	単位において、従業員代表は、専門技術作業に直接従事する人員を主体とする。
(十二) 职工代表团（组） 职工代表选举产生后，企事业单位工会应当按照职工代表选区的行政隶属关系组织成立职工代表团（组）。 职工代表团（组）长由本团（组）的职工代表民主推选产生。	(十二) 従業員代表团（チーム） 従業員代表が選挙で選出された後、企事业单位の労働組合は、従業員代表の選挙区の行政隸属関係に照らして、従業員代表团（チーム）を組織、設立しなければならない。 従業員代表团（チーム）長は、本団（チーム）の従業員代表が民主的に推薦し、選出する。
(十三) 职工代表的资格审查 职工代表大会应当成立职工代表资格审查小组，对新建和换届时选举产生的，以及经补选产生的职工代表资格等进行审查。 审查的内容包括： 1、职工代表是否具备当选的资格和条件； 2、职工代表的产生是否符合民主选举程序； 3、职工代表结构比例是否符合相应规定。 职工代表资格审查结束后，应当形成职工代表资格审查报告，向职工代表大会报告。	(十三) 従業員代表の資格審査 従業員代表大会は、従業員代表資格審査チームを設立し、新規成立時や交替時に選挙で選出された従業員代表の資格や、補選で選出された従業員代表の資格等について、審査を実施しなければならない。 審査の内容には以下を含む。 1、従業員代表が当選の資格や条件を備えているか。 2、従業員代表の選出が民主的選挙の手順に符合しているか。 3、従業員代表の構成割合が関連規定に符合しているか。 従業員代表の資格審査が終了した後、従業員代表の資格審査報告を作成して、従業員代表大会に報告しなければならない。
(十四) 列席代表 职工代表大会可以根据需要设置列席代表。列席代表无表决权和选举权。	(十四) 列席代表 従業員代表大会は、必要に応じて列席代表を設置することができる。列席代表には表決権や選挙権が無い。
(十五) 职工代表的撤免 职工代表因无故不履行或者无法履行代表职责需要被撤免的情形包括： 1、退休、辞职、内退、协保等原因离开本单位或工作岗位的； 2、因病假、待岗、脱产学习等原因满6个月以上难以履行代表职责的； 3、严重失职失去选区内职工信任的；	(十五) 従業員代表の撤回、罷免 従業員代表が、代表の職責を理由無く履行せず、或いは履行し得ず、撤回、罷免の必要がある状況には以下が含まれる。 1、定年退職、辞職、内退（訳注：企業とは労働関係はあるものの、実際には職場に出勤しておらず、但し辞職はしていないこと）、協保（企業と協議を結んで社会保険料は納付

4、严重违反本单位规章制度或因违法犯罪受到刑事处罚的； 5、本人提出辞去职工代表的； 6、因工作变动调离原选区的。 除以上第 1、5 种情形外，职工代表依照其他情形被撤免的，应当经原选区全体职工半数以上同意。	を続けるものの、仕事はしていないこと)等の理由で本単位を退社したり、職場を離れたりする場合。 2、病気休暇、自宅待機、脱産学習（訳注：職場を離れて何らかの学習をすること）等の理由で満 6 ヶ月以上代表の職責を履行し難い場合。 3、嚴重な職務上の怠慢・過失があり、選挙区内の従業員の信任を失った場合。 4、本単位の規律制度を嚴重に違反した場合、或いは違法犯罪により刑事処罰を受けた場合。 5、本人が従業員代表を辞する旨申し出た場合。 6、業務の変動により元の選挙区から異動した場合。 以上の第 1、5 種の状況を除き、従業員代表がその他の状況により撤回、罷免される場合、元の選挙区の全従業員の半数以上の同意を得なければならない。
（十六）职工代表的补选 职工代表出现缺额时，应当由原选区依照规定的民主程序及时进行补选，并向下一次职工代表大会报告。 补选产生的职工代表应当公布。	（十六）従業員代表の補選 従業員代表に欠員が発生した場合、元の選挙区にて、規定に基づく民主的手順により速やかに補選を行い、次回の従業員代表大会で報告しなければならない。 補選で選出された従業員代表は発表しなければならない。
三、职权	三、職権
（十七）审议建议权 1、程序 （1）企事业单位、工会就审议建议事项按各自职责起草报告或方案。对涉及职工切身利益重要事项的方案，企事业单位和工会在充分协商的基础上，共同起草制订； （2）企事业单位、工会根据职工代表团（组）的意见和建议修改报告或方案；职工代表对涉及职工切身利益重要事项的方案意见分歧较大的，企事业单位和工会应当协商修改	（十七）審議提案権 1、手順 （1）企事業単位、労働組合が、審議提案事項について、各自の職責において報告或いは計画を起草する。従業員の切実な利益に関わる重要事項に関する計画は、企事業単位と労働組合が十分に協議した上で、共同で起草し、制定する。 （2）企事業単位、労働組合が、従業員代表团（チーム）の意見や提案に基づき、報告

后，再次通过职工代表团（组）听取意见和建议； （3）向职工代表大会作报告或对相关方案作情况说明，接受职工代表大会审议。 2、权限 以知情、参与为目的，对报告或方案提出修改、完善的意见和建议。	或いは計画を改訂する。従業員の切実な利益に関わる重要事項に関する計画に対する従業員代表の意見が大きく分かれる場合、企業単位と労働組合が協議して改訂の後、再度従業員代表团（チーム）の意見や提案を聴取しなければならない。 （3）従業員代表大会に対して報告、或いは関連する計画について状況を説明し、従業員代表大会の審議を受ける。 2、権限 知ること・参画を目的とし、報告或いは計画に対して改訂や整備の意見や提案を提出する。
（十八）审议通过权 1、程序 （1）企事业单位和工会就审议通过事项在充分协商的基础上，共同起草制订方案或草案； （2）企事业单位、工会可以根据需要，就涉及职工切身利益重要事项的方案或草案，组织召开专题会议，向职工代表解释说明； （3）企事业单位和工会根据职工代表团（组）的意见和建议协商修改方案或草案。职工代表对涉及职工切身利益重要事项的方案或草案意见分歧较大的，企事业单位和工会应当协商修改后，再次通过职工代表团（组）听取意见和建议； （4）向职工代表大会作报告或对相关方案或草案作情况说明； （5）将相关方案或草案提交职工代表大会审议通过。 职工代表大会审议通过事项，应当采取无记名投票方式，并须获得全体职工代表半数以上赞成票方可通过。 2、权限 在组织职工代表对方案或草案进行审议的基础上进行表决，形成同意或不同意的意见。	（十八）審議可決権 1、手順 （1）企業単位と労働組合が、審議可決事項について、十分に協議した上で、共同で計画或いは草案を起草、制定する。 （2）企業単位、労働組合は、必要に応じ、従業員の切実な利益に関わる重要事項に関する計画或いは草案についてテーマ別会議を開催し、従業員代表に説明することができる。 （3）企業単位と労働組合が、従業員代表团（チーム）の意見や提案に基づき協議し、計画或いは草案を改訂する。従業員の切実な利益に関わる重要事項に関する計画或いは草案に対する従業員代表の意見が大きく分かれる場合、企業単位と労働組合が協議して改訂の後、再度従業員代表团（チーム）の意見や提案を聴取しなければならない。 （4）従業員代表大会に対して報告、或いは関連する計画若しくは草案について状況を説明する。 （5）関連計画或いは草案を従業員代表大会に提出し、審議、可決する。 従業員代表大会の審議可決事項は、無記名投票方式を採用し、全従業員代表の半数以上

	の賛成票を獲得しではじめて可決とする。 2、権限 従業員代表は、計画或いは草案に対し審議した上で表決を行い、同意或いは不同意の意見を形成する。
(十九) 审查监督权 1、程序 (1) 企事业单位、工会根据各自职责贯彻职工代表大会的决议,并通过组织职工代表巡视或民主管理专门小组(委员会)工作,督查职工代表大会决议和法律法规规定事项的落实情况; (2) 企事业单位、工会根据贯彻落实情况起草相关工作报告; (3) 组织职工代表分团(组)讨论,在听取意见和建议并修改完善的基础上,向职工代表大会作报告,接受职工代表大会审议;也可组织职工代表对审查监督事项的落实情况进行质量评估。 2、权限 以知情、监督为目的,对有关事项的落实情况监督进行监督和质询。	(十九) 審査監督権 1、手順 (1) 企事業単位、労働組合が、各自の職責に基づき、従業員代表大会の決議を徹底して実施し、従業員代表の巡視或いは民主的管理専門チーム(委員会)の作業を通して、督查従業員代表大会の決議や法律法規に規定する事項の実現状況を監督検査する。 (2) 企事業単位、労働組合が、徹底実現状況に基づき、関連の作業報告を起草する。 (3) 従業員代表分団(チーム)の討論会を組織し、意見や提案を聴取して改訂、整備することを基本として、従業員代表大会にて報告し、従業員代表大会の審議を受ける。また、従業員代表を組織して、審査監督事項の実現状況に対する質的評価を実施することもできる。 2、権限 知ること・参画を目的とし、関連事項の実現状況について、監督や諮問を実施する。
(二十) 民主选举权 1、程序 (1) 工会和企事业单位协商确定提交职工代表大会民主选举的原则方案,确定人数和成员构成; (2) 工会在广泛征求职工代表意见的基础上,提出候选人初步建议名单,听取企事业单位的意见,并协商确定候选人建议名单; (3) 在职工代表大会上报告候选人建议名单,提交职工代表大会民主选举。 职工代表大会民主选举董事会和监事会中的职工代表,应当采取无记名投票方式,并须获得全体职工代表半数以上赞成票方可当	(二十) 民主的選挙権 1、手順 (1) 労働組合と企事業単位が協議し、従業員代表大会の民主的選挙に提出する原則方案、人数及びメンバー構成を確定する。 (2) 労働組合が、従業員代表の意見を広汎に請求した上で、候補者の初期的提案名簿を提出し、企事業単位の意見を聴取すると共に、協議して候補者提案名簿を確定する。 (3) 従業員代表大会にて候補者提案名簿を報告し、従業員代表大会の民主的選挙に引き渡す。 従業員代表大会は、董事会や监事会中の従

选。 2、权限 以履行程序为必要条件，有关人员的产生必须履行职工代表大会民主选举程序。	業員代表の民主的選挙を行う場合、無記名投票方式を採用し、全従業員代表の半数以上の賛成票を得た者を当選としなければならない。 2、権限 手順の履行を必要条件とし、関連人員の選出は従業員代表大会の民主的選挙の手順を履行しなければならない。
(二十一)民主评议权 1、组织领导 (1) 职工代表大会民主评议工作接受企事业单位党组织的领导； (2) 企事业单位应当将职工代表大会民主评议工作作为领导干部管理考核的组成部分； (3) 职工代表大会民主评议工作每年进行一次； (4) 职工代表大会民主评议工作的组织实施由民主评议专门小组（委员会）负责。 2、评议对象 (1) 董事会和监事会中的职工代表； (2) 国有、集体及其控股企业的党组织正副书记、正副董事长、内设监事会的正副监事长、正副经理、财务总监、三总师等；事业单位的党政领导班子成员；企事业单位下属的分支机构负责人； (3) 法律法规规定或者企事业单位与工会协商确定应当接受职工代表大会民主评议的其他人员。 3、程序 (1) 被评议人员在职工代表大会上作述职、述廉报告，接受职工代表质询； (2) 组织职工代表无记名投票测评； (3) 召开职工代表座谈会或进行个别职工访谈听取意见； (4) 汇总无记名投票测评结果和职工代表对被评议对象的评议意见； (5) 向被评议对象反馈民主评议结果，	(二十一)民主的評議権 1、組織指導 (1) 従業員代表大会の民主的評議作業は、企事業単位の党組織の指導を受ける。 (2) 企事業単位は、従業員代表大会の民主的評議作業を、指導幹部の管理考課の構成部分としなければならない。 (3) 従業員代表大会は民主的評議作業を毎年1回実施する。 (4) 従業員代表大会の民主的評議作業の計画や実施は、民主的評議専門チーム（委員会）が責を負う。 2、評議の対象 (1) 董事会及び监事会の中の従業員代表。 (2) 国有、集団及びその持ち株企業の党組織の正副書記、正副董事長、内設監事会の正副監事長、正副マネージャー、財務總監、三總師（訳注：総工程師、總會計師、總經濟師の総称）等、事業単位の党政指導グループのメンバー、企事業単位に属する分支機構の責任者。 (3) 法律法規が規定する、或いは企事業単位と労働組合が協議して確定する、従業員代表大会の民主的評議を受けるべきその他の人員。 3、手順 (1) 被評議人員が、従業員代表大会にて所管事項、調査事項の報告を行い、従業員代表からの質問を受ける。 (2) 従業員代表の無記名投票による評価

并向职工代表大会报告民主评议情况； （6）按照干部管理权限将民主评议结果报送干部主管部门和上级工会。 对民主评议测评中称职以上（含）得票率低于 60%的领导干部和相关人员，职工代表大会应当向干部主管部门提出撤免建议。 4、权限 以评议、监督为目的，职工代表大会对领导干部和相关人员的民主评议结果应当纳入领导干部和相关人员管理考核体系。	を実施する。 （3）従業員代表の座談会を開催するか、若しくは個別従業員を面談し、意見を聴取する。 （4）無記名投票の評価結果や従業員代表の被評議対象に対する評議意見を総括する。 （5）被評議対象に対して民主的評議結果をフィードバックし、従業員代表大会に民主的評議の状況を報告する。 （6）幹部管理権限に基づき、民主的評議結果を幹部主管部門及び上級労働組合に送達する。 民主的評議の評価において任職以上の得票率が 60%を下回る指導幹部及び関連の人員に対し、従業員代表大会は、幹部主管部門に撤回・罷免提案を提出しなければならない。 4、権限 評議、監督を目的とし、従業員代表大会は、指導幹部及び関連の人員の民主的評議結果を、指導幹部及び関連人員の管理考課システムに組み入れなければならない。
（二十二）补正程序和法律效力 法律法规规定应当提交职工代表大会审议的事项，未按照法定程序提交的，企事业单位的工会有权要求纠正，企事业单位应当根据工会的要求予以纠正。 法律法规规定应当提交职工代表大会审议通过的事项，未按照法定程序提交审议通过的，企事业单位就该事项作出的决定对本单位职工不具有约束力。 职工代表大会在其职权范围内审议通过的事项对本单位以及全体职工具有约束力，未经职工代表大会重新审议通过不得变更。	（二十二）補正の手順と法的効力 法律法規の規定により従業員代表大会の審議に提出する必要のある事項が、法定手順どおりに提出されていない場合、企事業単位の労働組合は是正を要求する権利を有し、企事業単位は、労働組合の要求に基づいて是正しなければならない。 法律法規の規定により従業員代表大会の審議に提出して可決する必要のある事項が、法定手順どおりに審議可決されていない場合、企事業単位が当該事項について下す決定は、本単位の従業員に対して拘束力を持たない。 従業員代表大会がその職権の範囲において審議可決した事項は、本単位及び全従業員に対して拘束力を有し、従業員代表大会で新

	たに審議して可決しない限り、変更してはならない。
四、会议的召开	四、會議の開催
(二十三) 基本规则 1、职工代表大会每年至少召开一次会议。 2、企事业单位、工会或者三分之一以上职工代表提议，可以召开职工代表大会。企事业单位与工会应当对提议的事项进行审核，对确属职工代表大会职权范围内的事项，依照有关程序组织筹备召开职工代表大会。 3、职工代表大会须有全体职工代表三分之二以上出席，方可召开。 4、提交职工代表大会审议和审议表决的书面材料，应当在职工代表大会召开的七日前送交职工代表。 5、职工代表大会审议通过事项，应当采取无记名投票方式，并须获得全体职工代表半数以上赞成票方可通过。	(二十三) 基本規則 1、従業員代表大会は毎年少なくとも1回、会議を開催する。 2、企事業単位、労働組合或いは三分の一以上の従業員代表が提議した場合、従業員代表大会を開催することができる。企事業単位と労働組合は、提議事項について審査を行い、従業員代表大会の職権範囲に確実に属する事項である場合は、関連の手順に則り、従業員代表大会の開催準備を行わなければならない。 3、従業員代表大会は、全従業員代表の三分の二以上の出席をもって開催とする。 4、従業員代表大会の審議や審議表決に提出する書面資料は、従業員代表大会開催の七日前までに、従業員代表に送付しなければならない。 5、従業員代表大会の審議可決事項は、無記名投票方式を採用し、全従業員代表の半数以上の賛成票を獲得してはじめて可決とする。
(二十四) 职工代表大会的筹备 1、企事业单位和工会协商确定会议议题和议程； 2、企事业单位和工会协调相关职能部门起草提交大会审议和审议表决的相关材料； 3、工会组织职工代表的选举、撤换、补选； 4、做好大会的其他相关事项。	(二十四) 従業員代表大会の準備 1、企事業単位と労働組合は、協議の上、會議の議題や議事日程を確定する。 2、企事業単位と労働組合は、関連の職能部門と調整して、提交大会の審議や審議表決に提出する関連資料を起草する。 3、労働組合は、従業員代表の選挙、撤回・交替、補選を組織する。 4、大会のその他の関連事項を良好に遂行する。
(二十五) 职工代表团（组）讨论 职工代表团（组）应当组织职工代表讨论，由工会及时汇总整理职工代表团（组）的意见和建议。职工代表对涉及职工切身利益的重要	(二十五) 従業員代表団（チーム）の討論会 従業員代表団（チーム）は、従業員代表討論会を組織し、労働組合が適時従業員代表団

事项意见分歧较大的,由企事业单位和工会根据职工代表意见进行协商修改后,提交职工代表大会再次审议。	(チーム)の意見や提案を総括、整理しなければならない。従業員の切実な利益に関わる重要事項に対する従業員代表の意見が大きく分かれる場合、企事业单位と労働組合が従業員代表の意見に基づき協議し、改訂した後、従業員代表大会に提出して再審議する。
(二十六) 职工代表大会预备会议 职工代表大会召开前,企事业单位应当召开预备会议。预备会议由企事业单位工会组织召集,主要议程为: 1、审议职工代表大会筹备工作情况报告; 2、审议职工代表资格审查情况报告; 3、审议通过职工代表大会表决办法; 4、审议通过职工代表大会主席团成员名单; 5、审议通过职工代表大会议题和议程; 6、审议或审议通过其他有关事项。	(二十六) 従業員代表大会予備会議 従業員代表大会開催の前、企事业单位は予備会議を開催しなければならない。予備会議は、企事业单位の労働組合が招集するものとし、主要な議事日程は次のとおりである。 1、従業員代表大会の準備作業状況の報告の審議。 2、従業員代表の資格審査状況の報告の審議。 3、従業員代表大会による表決方法の審議。 4、従業員代表大会主席団メンバー名簿の審議、可決。 5、従業員代表大会の議題及び議事日程の審議、可決。 6、その他の関連事項の審議、或いは審議可決。
(二十七) 职工代表大会正式会议 职工代表大会正式会议由主席团推选的主持人主持。 职工代表大会的议程一般为: 1、会议主持人报告本次职工代表大会代表出席情况,确认大会召开有效; 2、听取需要提交职工代表大会审议或审议通过的有关工作报告,以及涉及职工切身利益事项方案或草案的情况说明; 3、听取需要接受职工代表大会民主评议人员的述职、述廉报告; 4、审议讨论有关报告、方案或草案。可采取分组讨论、现场互动等方式。职工代表应当充分表达意愿和诉求,提出意见和建议; 5、审议通过有关方案或草案; 6、对有关人员进行民主选举;	(二十七) 従業員代表大会正式会議 従業員代表大会正式会議は、主席団が推薦、選出した司会者が司会する。 従業員代表大会の議事日程は、一般に次のとおりである。 1、会議司会者が、今回の従業員代表大会の代表出席状況を報告し、大会開催の有効性を確認する。 2、従業員代表大会の審議に提出する、或いは審議可決する必要のある関連作業報告や、従業員の切実な利益に関する方案或いは草案の状況説明を聴取する。 3、従業員代表大会の民主的評議を受ける必要のある者の所管事項、調査事項の報告を聴取する。 4、関連の報告、方案或いは草案を審議、

7、对有关人员进行民主测评； 8、形成决议，大会总结。	討論する。グループに分かれて討論したり、現場交流等の方法を採用することもできる。従業員代表は、充分に要望や訴求を表明し、意見や提案を提出しなければならない。 5、関連方案或いは草案の審議、可決。 6、関連人員に対する民主的選挙の実施。 7、関連人員に対する民主的評価の実施。 8、決議の作成、大会の総括。
（二十八）会后工作 企事业单位应当在职工代表大会闭会后七日内，向全体职工公布大会审议通过的事项和决议。 企事业单位工会应当在职工代表大会闭会后，及时汇总整理相关材料，形成大会文书档案。	（二十八）大会開催後の作業 企業事業単位は、従業員代表大会閉会后七日以内に、全従業員に対し、大会で審議、可決した事項や決議を公表しなければならない。 企業事業単位の労働組合は、従業員代表大会閉会后、速やかに関連資料を総括、整理し、大会の文書ファイルを作成しなければならない。
五、组织机构	五、組織機構
（二十九）职工代表大会的届期 职工代表大会每届任期为三年至五年，一般与工会届期相同。 职工代表大会应当按时换届。因故需要延期换届的，须经企事业单位与工会协商一致，延期时间不得超过一年。企事业单位将延期换届理由和延期时间告知全体职工。企事业单位工会将延期换届情况向上一级工会报告。	（二十九）従業員代表大会の任期 従業員代表大会の任期は3年から5年とし、一般に労働組合の任期と同一である。 従業員代表大会は、期限どおりに任期交替しなければならない。理由があり任期延長を必要とする場合、企業事業単位と労働組合が協議の上一致しなければならず、延長機関は1年を超えてはならない。企業事業単位は、任期延期の理由や延期期間を全従業員に告知しなければならない。企業事業単位の労働組合は、任期延期の状況を一級上の労働組合に報告しなければならない。
（三十）职工代表大会主席团 职工代表大会选举产生的主席团主持会议，处理大会期间有关重大问题。主席团成员应为职工代表，人数不得少于七人，其中一线职工代表的比例不得少于百分之五十。职工代表大会主席团履行下列职责： 1、主持召开大会，领导大会期间的各项活动； 2、听取和综合各职工代表团（组）对各	（三十）従業員代表大会主席団 従業員代表大会が選挙して選出した主席団が会議を主宰し、大会期間中の関連の重大問題を処理する。主席団メンバーは従業員代表とし、人数は7人を下回ってはならず、そのうち第一線の従業員代表の割合は50%を下回ってはならない。従業員代表大会主席団は行以下の職責を履行する。 1、大会開催を主宰し、大会期間中の各項

项议题审议的意见； 3、审议大会议题中需要通过和决定的事项，草拟大会决议； 4、处理大会期间有关民主管理的重大问题。 职工人数少于三十人的企事业单位可以选举大会执行主席一人，主持召开职工大会。	活動を指導する。 2、各項議題に対する各従業員代表団（チーム）の審議意見を聴取、総合する。 3、大会議題のうち、可決、決定を必要とする事項を審議し、大会決議を下す。 4、大会期間中の民主的管理に関する重大問題を処理する。 従業員数が30人を下回る企業単位は、大会の執行主席1人を選挙で選び、従業員大会を司会、開催させることができる。
（三十一）职工代表大会联席会议 职工代表大会闭会期间，除法律法规规定应当提交职工代表大会审议通过的事项外，对需要及时处理的重要事项，企事业单位可以召开职工代表大会联席会议进行协商处理，处理结果应当向下一次职工代表大会报告。 联席会议由工会负责召集，由职工代表团（组）长、民主管理专门小组（委员会）负责人、主席团成员、董事会和监事会中的职工代表、工会委员会委员参加。 联席会议的程序一般为： 1、企事业单位与工会根据有关规定协商确定联席会议议题； 2、根据议题形成书面议案，并送交相关成员； 3、召开联席会议审议讨论相关事项； 4、形成协商处理的意见； 5、向下一次职工代表大会报告，并予以确认。 职工代表大会联席会议协商处理的事项应当在会议召开后的七个工作日内，通过公开栏、内部报刊、内部网站等形式向全体职工公布。	（三十一）従業員代表大会聯席會議 従業員代表大会の閉会期間中、法律法規が従業員代表大会に提出して審議、可決するよう規定している事項を除き、速やかに処理する必要のある重要事項については、企業単位が従業員代表大会聯席會議を開催し、協議して処理することができ、処理結果は次の従業員代表大会で報告しなければならない。 聯席會議や労働組合が招集の責を負い、従業員代表団（チーム）長、民主的管理専門チーム（委員会）責任者、主席団メンバー、董事会及び監事会中の従業員代表、労働組合委員会委員が参加する。 聯席會議の手順は、一般に次のとおりである。 1、企業単位と労働組合が、関連規定に基づき協議し、聯席會議の議題を確定する。 2、議題に基づき書面議案を作成し、関連のメンバーに送付する。 3、聯席會議を開催し、関連事項を審議、討論する。 4、協議、処理した意見を作成する。 5、次回従業員代表大会にて報告し、確認する。 従業員代表大会聯席會議が協議、処理した事項は、會議開催後七労働日以内に、公開掲示板、内部刊行物、内部ウェブサイト等の形式で、全従業員に公布しなければならない。

(三十二) 民主管理专门小组(委员会) 职工代表大会可以根据实际需要选择设立集体协商、薪酬福利、劳动用工、劳动安全卫生、提案工作、民主评议等专门小组(委员会)。规模较小的企事业单位职工代表大会也可以设立一个综合性的民主管理专门小组(委员会)。 民主管理专门小组(委员会)在职工代表大会领导下,组织职工代表开展民主管理专项活动,办理职工代表大会交办的有关事项。 专门小组(委员会)负责人由职工代表担任,专门小组(委员会)委员可以聘请熟悉相关业务的非职工代表担任。相关职能部门的负责人一般不能担任相应民主管理专门小组(委员会)的负责人。	(三十二) 民主的管理専門チーム(委員会) 従業員代表大会は、実際の必要に基づき、集団協商、報酬福利、労働雇用、労働安全衛生、提案作業、民主的評議等の専門チーム(委員会)選択、設立することができる。規模が比較的小さい企事業単位の従業員代表大会も、総合的で民主的な管理専門チーム(委員会)を設立することができる。 民主的管理専門チーム(委員会)は、従業員代表大会の指導の下で、従業員代表の民主的管理専門活動の実施を計画し、従業員代表大会から提出された関連事項を処理する。 専門チーム(委員会)の責任者は従業員代表が担当し、専門チーム(委員会)の委員は、関連の業務を熟知した非従業員代表を招聘して担任させてもよい。関連職能部門の責任者は、一般に、相応の民主的管理専門チーム(委員会)の責任者を担当してはならない。
六、工作制度	六、作業制度
(三十三) 提案工作 企事业单位工会应当在职工代表大会召开或闭会期间,组织职工代表围绕生产经营管理、职工切身利益事项等方面开展提案活动,提出意见、建议,并由提案工作专门小组(委员会)负责提案的审查、立案、督查和反馈公布。	(三十三) 提案作業 企事業単位の労働組合は、従業員代表大会の開催或いは閉会期間中、従業員代表を組織し、生産経営管理、従業員の切実な利益に関わる事項等について提案活動を実施し、意見、提案を提出すると共に、提案作業専門チーム(委員会)が提案の審査、立案、監督検査ならびにフィードバック、公表の責を負わなければならない。
(三十四) 巡视检查 企事业单位工会应当组织职工代表对职工代表大会决议贯彻落实情况进行巡视检查,将巡视检查情况和整改建议以书面形式向企事业单位反馈,督促整改。	(三十四) 巡視検査 企事業単位の労働組合は、従業員代表を組織して、従業員代表大会の決議の徹底実現状況について巡視検査を実施し、巡視検査状況や改善提案を書面形式にて企事業単位にフィードバックし、改善を督促しなければならない。
(三十五) 质量评估 企事业单位工会应当组织职工代表围绕职工代表大会制度运行的规范性、实效性开展	(三十五) 質的評価 企事業単位の労働組合は、従業員代表を組織して、従業員代表大会の制度運行の規範

质量评估, 并根据质量评估的结果, 与企事业单位共同研究制定整改措施。	性、実効性について品質評価を実施すると共に、品質評価の結果に基づいて、企事業単位と共同で改善措置を研究、制定しなければならない。
（三十六）其他民主管理形式 职工代表大会闭会期间, 企事业单位和工会应当通过恳谈会、民主共商会、民主议事会等形式听取职工意见和建议, 完善本单位的日常民主管理制度。	（三十六）その他の民主的管理形式 従業員代表大会の閉会期間中、企事業単位と労働組合は、懇談会、民主共商会、民主議事会等の形式を通じて従業員の意見や提案を聴取し、本単位の日常の民主的管理制度を完備しなければならない。
七、附则	七、付則
（三十七）企事业单位应当依据《上海市职工代表大会条例》、本工作规范和相关制度文件, 结合本单位实际, 制定职工代表大会操作办法。	（三十七）企事業単位は、『上海市従業員代表大会条例』、本作業規範及び関連の制度文書に基づき、本単位の実情と結合して、従業員代表大会操作規則を制定しなければならない。
（三十八）本规范由上海市总工会负责解释。	（三十八）本規範は上海市総工会が解釈の責を負う。
（三十九）本规范自颁布之日起实施, 原《上海市职工（代表）大会工作规范》、《上海市非公有制企业职工（代表）大会工作规范》同时废止。	（三十九）本規範は公布日から実施し、それに伴い、従前の『上海市従業員（代表）大会作業規範』、『上海市非公有制企業従業員（代表）大会作業規範』は廃止する。